

まず、**財政再建**について、伺いたいします。

先般、平成19年度から22年度までの中期財政見通しが示されました。平成16年10月に策定した財政再建方策では、平成20年度から22年度の財源不足額は230億円から250億円程度とされておりましたが、それが400億円程度にまで拡大しております。危機的な財政状況を通り越して、まさに破産状態といっても過言ではありません。このような状況の中、知事がおっしゃるように、私も、財政再建は、まったなしの最重要課題であると考えております。

財政再建をどうやって行っていくかを考える際に、まずは、財政悪化の原因を押えておく必要があります。様々な要因があると思いますが、細かな点は別にして、大きく見ると、2点に集約されるところと考えます。1つは、国が、地方交付税をはじめとする一般財源をあまりにも減らしすぎたことであり、もう1つは、国に追従し景気対策としての公共事業や箱物事業をやりすぎたことに伴う公債費の増であります。そこで、財政問題については、この2点に絞り知事にご質問をいたします。

平成16年度には、地財ショックと言われているように、本県の地方交付税と臨時財政対策債が約200億円減らされました。他の県も同様に交付税等を減らされたこともあり、地方の反発を受け、国は、その後、一般財源総額を確保すると方針を転換しました。確かに、地方財政計画上の一般財源総額は、それ以降全国トータルでは確保されるようになりましたが、個別団体ごとに見ると、必ずしもそうなっておりません。本県の税源移譲を除く一般財源総額は、平成16年度から18年度の2カ年で平均して毎年約60億円も減額されているのであります。これは本県に限ったことではなく、東京都をはじめとする都市部の団体を除く、地方の団体に共通したものであると思われまます。地方交付税の不交付団体である東京都は、税収が伸びるのみで、一般財源が減る要素はないのでありますが、地方の自治体は、税収が若干増えたとしても、大都市部の大幅な税収の伸びの影響を受け、地方交付税が大幅に減らされ、全国全体で帳尻を合わせているだけにしか過ぎません。

東京都では平成18年度当初予算において、前年度に比べ、税収が2500億円以上伸び、地方譲与税も国庫補助金の削減分を除いても1100億円以上伸び、基金残高もこの3年間で3倍以上増え、6000億円を超えることが見込まれております。本県の基金が枯渇してしまったのと両極端であります。

小泉前政権が生み出したいろいろな格差社会の一つとして、大都市部と地方の格差が大幅に拡大されている象徴例だと思います。

本県において、これほど交付税等を減らされては、正常な県政運営を行っていくのさえ困難ではないかと思えます。元々、県の歳出予算において、自由度のあるものはほんの一部であることを考えますと、このまま交付税が減らされ続けられると、最低限必要な住民サービスの確保さえ危ういのではないかとすら思えます。このような状態を招いたのは明らかに国の責任であります。

これに加え、国は、人口と面積を基本に配分する新型交付税を来年度から導入する方針であります。新型交付税が導入されれば、人口が少なく、面積が全都道府県で最も狭い本県は、どう考えても大きな減額をされることが想定され本県財政への影響が大いに懸念されるところであります。

その上、財政制度等審議会は、2007年度は税収が大幅に伸びることから、所得税や法人税の32%などの法定率の地方交付税の総額も伸びるので、特例で交付税総額を減額するという考えまで打ち出しています。

まさに、国の歳出抑制に地方を利用して乗り切ろうとする姿勢であります。

このように、矢継ぎ早に、地方をいじめる国のやり方に対し、強く抗議すべきであります。地方分権の時代と言われてはいますが、実際は、地方をお金で兵糧攻めにして、ますます中央集権化しようとする動きになっています。

地方分権推進という言葉は、葬り去られているのではないかと思えます。

県の事務事業で、法定受託事務など、どうしても法令で実施しなければならない事業が8割程度あるんじゃないかと思えますが、金はやこさないが仕事はしなさいでは、県独自の香川県の特徴を生かした事業はできず、国の出先機関に過ぎなくなります。

今、まさに、国に向かって、知事が先頭に立って、大都市部を除く地方のトップとスクラムを組んで国と闘う地方自治体でなければならないと思えます。

そのためには、法定受託事務の返上、国直轄事業負担金の支払い拒否も含めて、国と闘うことが重要だと思います。

これまでの全国知事会、地方6団体の取り組みが弱いと考えますが、今後どのような取り組みをしていくつもりか、3期目に入り、全国の中でもリーダーシップを発揮できる真鍋知事の御所見をお伺いいたします。

次に、公債費についてお伺いいたします。

あってはならない給与カットを前提に試算しながら、財政再建方策の集中対策期間中に平成20年度以降の明るい見通しを示すはずであったのが、それどころか財源不足は大幅に拡大しております。

短期的には、基金の取崩や資金手当債の活用などの暫定的な対策を講じざるを得ないと考えますが、それだけでは光は見えません。今どれだけ我慢すれば、将来は大丈夫というのが明らかにされ、初めて希望を持てるのであります。短期的に財政再建を考えるだけでは駄目であると思います。

長期的に考えると、公債費を減らすことが重要です。景気対策のための公共事業の実施や箱物整備などに伴い、バブル崩壊後、国の景気対策を開始する平成3年度には250億円程度の公債費であったものが、10年前の平成8年度決算額では400億円で、5年前に600億円を超え、今年度は636億円が見込まれております。この15年間で380億円、10年間で見ても200億円以上も公債費が増えてきたのであります。他県と比較しても、県民1人当たりの県債残高は、全国平均の62万円を約10万円も上回っております。

県の総人口が100万人でありますから、全国の都道府県の平均レベルと比べると1000億円程借金が多いこととなります。

県の財政を家計に例えて考えればわかりやすいですが、収入が減れば、大きな買い物をやめるのが当たり前です。県は、大規模事業を縮小すべきであります。平成16年に災害を受け、高潮対策の事業を実施するのは、人命を考えればわからないでもありませんが、そうであるならば、地域高規格道路をはじめとする他の大規模事業を凍結・中止すべきであります。

今、また大規模事業を借金してやれば、将来の公債費を増やすだけです。将来のためにやっているというのは、現代の大人の判断ですが、負担するのは、私たちの子や孫の将来世代であります。

今は、将来の借金を増やさないというのが、子や孫の時代への大人の努めではないでしょうか。

大規模事業が完成しても、その維持費も半端な額ではありません。

大規模事業を抑制し、将来の公債費を抑えなければ、明るい将来は絶対に見えてこないと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

質問の第2点目は、**国の直轄事業地方負担金制度**についてであります。

幹線国道や大規模な港、河川などの整備など国が直接行う公共事業(国直轄事業)は、その費用の一部を都道府県や市町村が負担をすることになっています。香川県においても、この5年間、毎年60億円から70億円の負担となっています。

この直轄事業負担金は、ここ数年で見ると、国補・直轄公共事業全体の16%に及んでいるのが実態です。国の直轄事業といいながら、地元の負担率が高いことが問題です。

例えば、国道の新設・改築事業、国営公園整備事業などは、費用の1/3負担、一級河川の管理に要する費用は1/2負担、重要港湾についても45%負担のものがあります。

また、国道、河川、国営公園などの維持・修繕その他の管理する負担は45%の都道府県負担があります。このように負担が3割から5割あつては、国庫補助事業と比べメリットがあまり感じられません。

国庫補助事業は、まがりなりにも地方自治体はその事業の必要性を検討し、地元住民の理解を得て行う事業です。厳しい財政の中で、難しいやりくりをしながら国と協議を重ねて実施されます。しかし、その補助率は多くて1/2から1/3程度です。

反面、国が一方的に行う直轄工事の負担金が5割近くになっているのは、どうしても納得ができません。

直轄工事については、その実施箇所や内容、規模等について事前に地元都道府県や市町村と話し合う制度が十分ではありません。したがって、地元住民が優先的に工事を求めるものになっているか疑問があります。事前協議が十分行われず、地方自治体は、国から直轄工事の出来高に応じて、請求された額を支払うだけという、地方分権の主旨にもとる手続きとなっているのかと思います。

聖域扱いになっていると言っても過言ではないでしょうか。

県としても、これまで直轄事業地元負担金の廃止について、国へ要望してきていることは承知しておりますが、本県の予算に与える影響が大きくなってきております。

受益者負担というのであれば、受益意識の構築がなされなければなりません。事業計画の策定にあたっては、地域の課題や財政状況に応じたものとなるよう、事前協議制度を導入するなど、地方の意見を反映する仕組みを確立することを求めていかなければならないと考えます。

また、直轄事業における維持管理費についても、地方に半分近くの負担を求められてい

ることも問題です。本来の管理者である国が全額負担すべきものであり、地方負担金を廃止すべきと考えます。

国直轄事業負担金の予算額については、聖域扱いされ、事業計画の段階で、事業規模など具体的に十分な議論がなされていないと考えます。

これら国直轄事業負担金の問題について、県として、どのように取り組んでいくのか、知事のお考えをお伺いします。

質問の第3点目は、**郊外の大型商業施設への規制**についてであります。

県が先月2日に発表した「県政世論調査結果」によると、中心市街地の衰退、空洞化が進むことについて、【問題がある】と考える人は、6割を超えています。逆に【問題ではない】と考える人は、1割にも満たない数となっています。

また、郊外に大型商業施設が出店する際の規制については、【規制が必要】と考える人は、5割を超えています。逆に【規制が不要】と考える人は、2割弱となっています。

【規制が必要】という主な理由として、

中心市街地の商店や周辺の中小小売店が経営困難となるので	53.4%
大型商業施設が乱立すると、いずれ撤退する店舗が出てきて、 大型の空き店舗が放置されることになるので	38.3%

と答えられています。

この世論調査の結果を見ても、規制が必要と考えている県民が、多くいることがわかります。

特に、私が問題視したいのは、大型商業施設の郊外の立地が進んでいることです。その立地の多くが、整備が進んだ道路沿いの農地であります。これは、後継者もなく、高齢化も進み、農地の保全が困難となっている農家と、郊外で多店舗展開を図ろうとする小売業の思惑が一致した結果であると考えられます。

私有財産制の現代社会において、お互いの合意に基づく合理的行動ではありますが、一方公共性という観点から見ると様々な問題があります。

今後の人口減少社会における都市計画との整合性や、小売業の過剰競争により、退店後に荒廃した施設が残される等が憂慮されるところでありますし、県民の世論調査の結果からも、県民が憂慮している点であります。

私が特に問題と考えているのは、農地がつぶされ、アスファルトに覆われた駐車場、

コンクリートの建物に変わっていくことでもあります。地球温暖化が様々な異常気象を引き起こすと言われている中で、農地の保水機能や緑が持つ温暖化防止機能の低下を経済合理性に基づき、野放しのままで良いのかという点であります。

また、商業施設の近隣においても、空調施設によるヒートアイランド現象を引き起こし、商品の搬入・搬出、ゴミ処理など、近隣の住宅施設の住環境にも大きな問題を引き起こす問題を兼ね備えております。

個人の自由と公共性との調整は、行政の役割であり、現状を十分に把握し、認識した上で適切な対応を早期に図らなければなりません。

国においては、まちづくり三法のうち、都市計画法の改正によりゾーニングという概念が導入され、延べ床面積が一万㎡を超える大規模集客施設については、商業地域、近隣商業地域、準工業地域に限られようとしています。一万㎡以下の施設については、これからも立地が可能であります。現在、立地が進んでいる商業施設の大半は、1万㎡以下であり、法改正の影響を受けることなく、これまでどおり立地し、農地がつぶれていくこととなります。

本県は、全国第二位の一人当たりの小売面積の多い県であり、激戦区での商売のテストケースとしての進出の動きもあると伺っており、県として現状を踏まえ、県独自の対策を講じるべきであると考えます。

現行法制度上、商業施設の立地について商業調整ができないことは承知していますが、私は、商業施設が立地する場合、農地ではなく、その他の場所とすべきであり、また、立地にあたっては、ヒートアイランド対策や騒音対策として、施設の周辺の緑化や大型施設には公園の設置を義務付ける等の取り組みが必要なのではないかと考えます。

「みどり、うるおい、にぎわい」施策の中心に据え、みどりを一番最初に位置づけている知事はどのようにお考え、また、どのような取り組みを行おうとしているのか、お伺いします。

質問の第4点目は、**栗林公園の景観保全**についてであります。

すでに、栗林公園の北側の近隣商業地域の高層マンションの建設計画については、住民運動が起き、県議会でもこれまで議論になっています。

この間、地元住民が、署名活動し、県と高松市に対して、陳情を行い、県としても、9月12日に風致地区拡大の案を提示し、地元住民に対して意向を打診しました。

風致地区に指定されると、土地の造成、建築物の位置や形態、デザイン、高さ、建ぺい率、外壁と敷地境界線までの距離などについて、細かく規制を受けることになり、地区内の合意形成を図ることは、大変な労力を要するわけであります。

しかし、そんな中、地元の皆さんは、地域住民のアンケートを実施し、すでに11月9日に 県と高松市に建築物高さ制限の地域住民アンケートの結果を報告していると思います。そのアンケートの結果をみると、駐車場や空き家を除くほとんどの周辺地域住民の約300世帯の皆さんが高さ制限について、規制をすべきであるという考え方が示されました。

高さを制限するということになれば、風致地区か高度地区の指定が考えられるわけですが、風致地区については、県が、高度地区については、高松市が指定することになっており、住民を巻き込んだ議論としては、極めて複雑な状況になっています。

今回の問題は、栗林公園という四国でただひとつの特別名勝の景観を将来的にも、どう守っていくのかという課題を突きつけられていると思います。

すでに、サンポート高松に国の合同庁舎のA棟が建設され、今後B棟の建設も計画され、そのB棟には、現在、中野町地域にある四国財務局、四国管区警察局も移転する予定になっています。

移転後の跡地問題を考えると、国の現在の考え方では、国有財産の売却が想定され、その跡地に、巨大な高層建築物の建設も予想されます。そんな状態になる前に、栗林公園の景観を守り、保護していかなければなりません。

栗林公園の北門は、元々正門であった由緒あるところであり、その付近の景観を守るとは、400年の栗林公園の歴史の重みを大事にすることにつながると思います。

特別名勝である栗林公園は、県に管理責任があり、その景観を含めて管理すべきであると考えます。栗林公園の景観を守るために、県がリーダーシップを発揮する役割があると考えます。

増田高松市長は11月30日の定例記者会見において、個人的と前置きはありましたが、栗林公園の周辺なんかは、もうこれ以上は景観を損なうことはどうかと思うとの報道がなされました。

この課題を解決していくためには、栗林公園を管理する県と都市計画を決定する高松市、そして協力を求めなければならない地元住民の三者で意見調整することが重要だと考えます。そのための三者による協議の場の設定が必要だと考えます。

そこで、県がどのようなリーダーシップをとり、どう解決を図ろうと考えているのか、知事のお考えをお伺いします。

質問の第5点目は、**竹林対策**についてであります。

本県の里山が、今、竹林に覆われようとしています。

地域を廻って見ても、竹林の繁殖により土砂崩れや土壌浸食の現場が数多く見られ、中には、土砂崩れが家屋の近くまで及んでいたり、田畑にまで影響している箇所があります。

竹は旺盛な繁殖力を持っており、なかには一日に1mも伸びるものもあり、その地下茎は1年で5mも広がるものもあると言われております。その成長スピードにより、たちまちに里山を侵食し、他の樹木が育ちにくい環境を作ってしまいます。

竹は、昔から私たちの生活の中で、建築材、器具材をはじめ、数多くの使われ方がされてきましたが、プラスチック製品に置き換えられてしまい、現在では、筍などの季節食材や竹酢など、その用途は限られたものとなっています。

また、竹林を管理していた農家なども、離農や高齢化などにより、その管理を放棄せざるを得ない状況です。

手入れされず放置された竹林では、林の中に下草が生えず、また地下茎が枯れたり、地表30cm程度の浅い所に地下茎が集中して、保水力の低下、土壌浸食や土砂崩れの原因になります。

また、四季折々の変化に富んだ自然景観も、竹林が周辺の広葉樹や針葉樹に侵入・拡大することにより、単一な竹林となり、里山の景観が損なわれています。

他県では、環境税を取って竹林を整備する事業を立ち上げたり、また、竹林所有者と住民との交流、連携を図り、その保全に努めているところもあると伺っています。

伐採した竹を利用することについて、県としても研究されているようですが、現状はそうした悠長なことを言っている状況ではないと思います。

そこで、私は、環境対策、災害対策としての竹林対策が必要な時期になってきているのではないかと考えます。

知事は日増しにその面積を増やしている現状をどう認識し、また、どのような対策を講じるつもりか、お伺いして、私の一般質問を終わります。